

軽減税率の対象と

なるもの・ならないもの



令和元年 10 月 1 日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。飲食料品と新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が 8% となり、何が 10% となるのでしょうか。

8%と10%、税率が2つになります

軽減税率 8% が適用されるのは、次の 2 つです。これら以外は、標準税率 10% が適用されます。

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスを除く）
- ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

上記①を色分けすると、次のとおりです。

軽減税率 8%

標準税率 10%

飲食料品

（食品表示法に規定する「食品」）



持ち帰り用の飲食料品

・テイクアウト ・コンビニ弁当

イートインコーナーで
飲食する場合

酒類



出張料理など



有料老人ホーム等で
提供される飲食料品

外食

・店内飲食
・フードコートでの飲食



一体資産

食品 + 食品以外の
セット販売

・食玩 ・福袋



医薬品

医薬部外品等



次の全てを満たすと、セット商品全体が軽減税率の対象です

1. 1 万円（税抜き）以下
2. 軽減税率の対象となる食品の占める割合が 2/3 以上

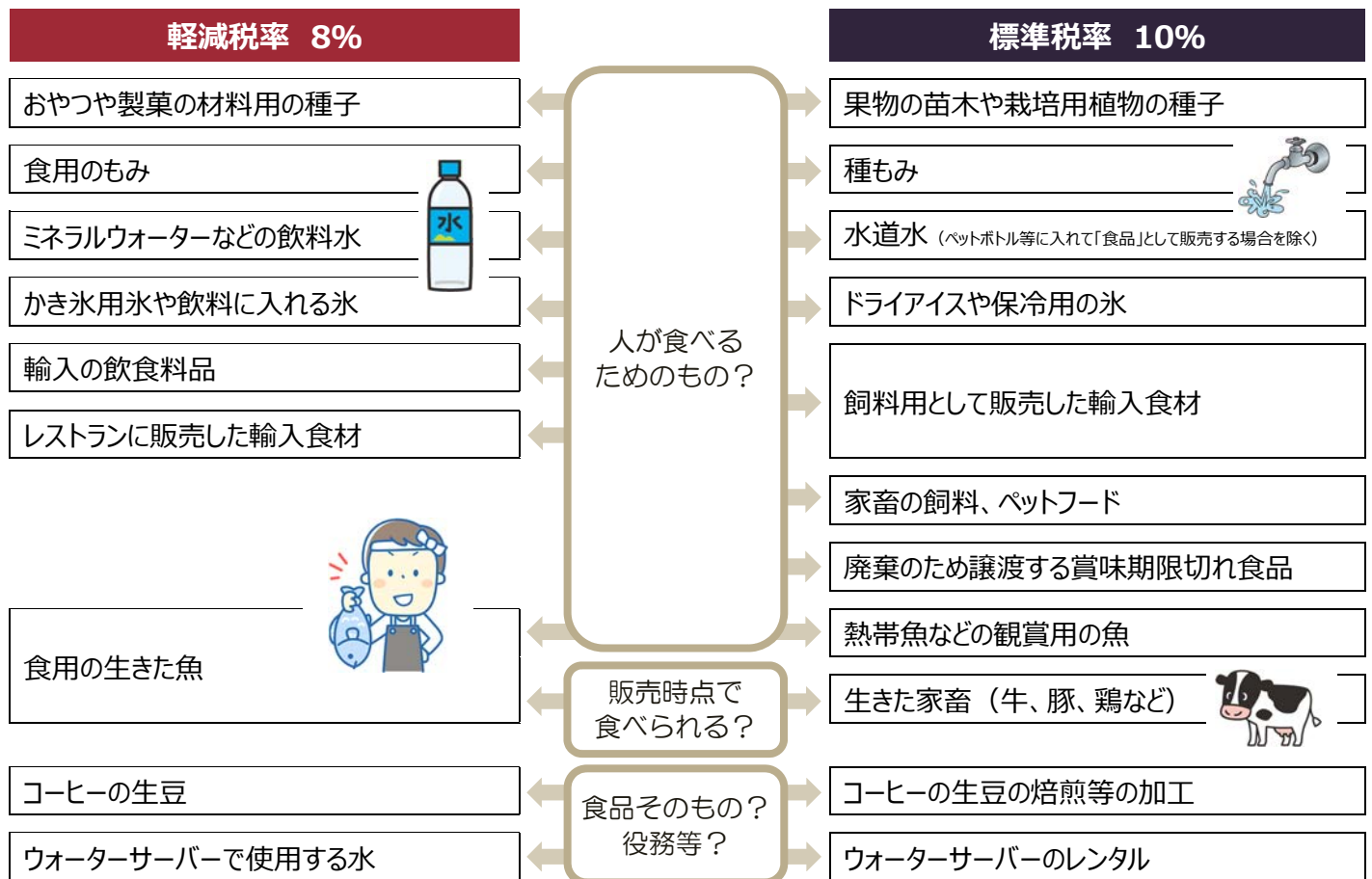
外食とは、次の全てを満たすことです

1. 飲食設備（椅子・テーブル等）のある場所で
2. 飲食料品を飲食させるサービス

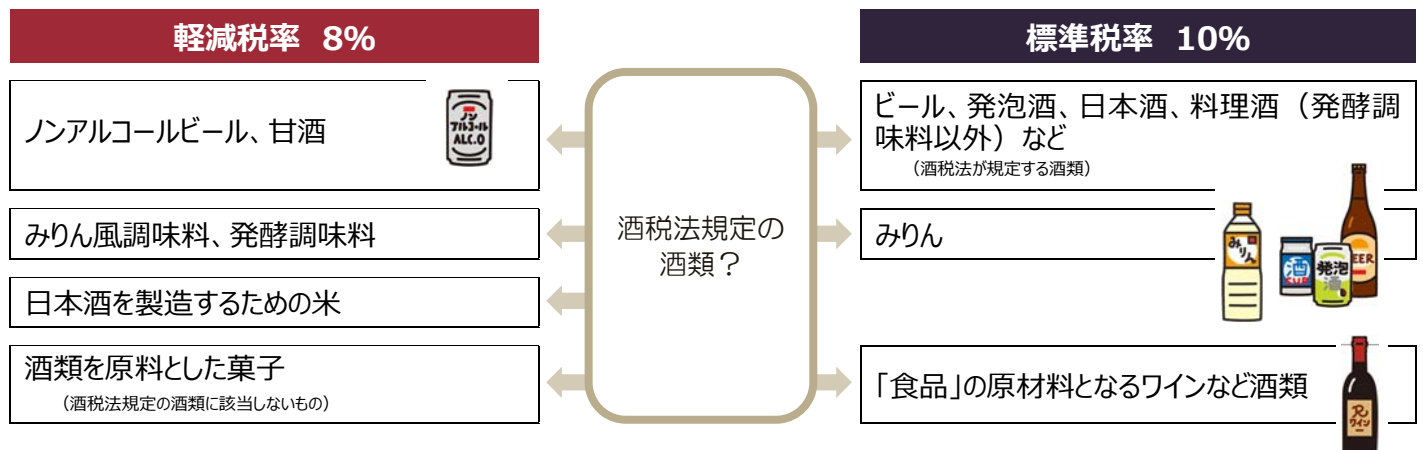
参考：中小企業庁「消費税軽減税率まるわかり BOOK」

軽減税率の対象となるのか、迷いやすいものの具体例を、次ページからみていきましょう。

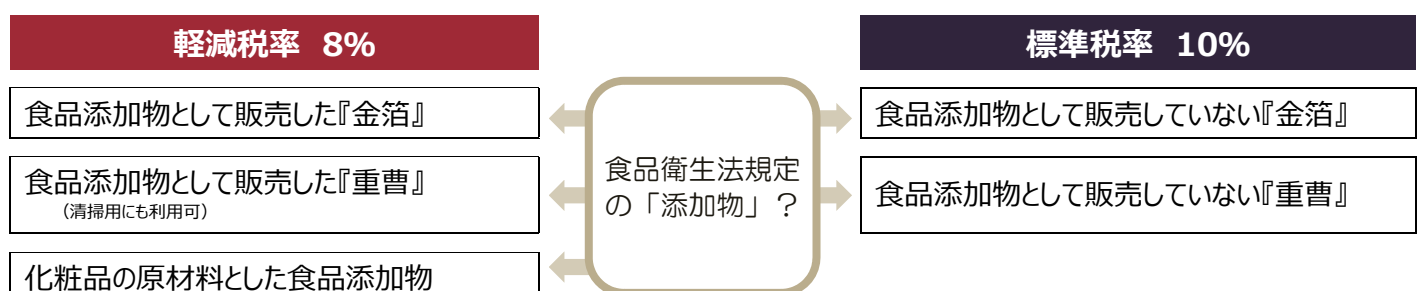
どんな飲食料品が 8%？



酒類は 10% 基準は酒税法規定の酒類かどうか？



食品添加物は 8% 使用目的よりも、売る側の目的で判断



医薬品・医薬部外品は 10%

薬は飲食料品ではありません

軽減税率 8%

医薬品等に該当しない栄養ドリンク

特定保健用食品、栄養機能食品

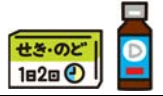
医薬品等に該当しない健康・美容食品

医薬品等に
該当する？

標準税率 10%

医薬品、医薬部外品、再生医療等製品

(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」規定のもの)



販売に必要な容器や送料はどうなるの？

軽減税率 8%

通常必要な包装材料、容器



商品名を直接印刷した桐箱等に入れて販売される高額な飲食料品

販売時にサービスで付ける保冷剤

「送料込み商品」として販売する飲食料品

販売に必要？
後で使える？別途対価を
徴収してる？

標準税率 10%

食品を包装するための包装材料の仕入れ

贈答用の包装など、別途対価を
定めている包装材料等

別途対価を徴収している保冷剤

飲食料品の譲渡に要する送料



この売り方は 8%？ 10%？

さまざまな販売形態と税率

軽減税率 8%

別途対価を徴収する味覚狩りの収穫物

通信販売による飲食料品の販売

飲食料品に係る販売奨励金

受託者が行う委託販売の飲食料品譲渡

レストランへの食材の販売

飲食店のレジ前にある菓子の販売

自動販売機でのジュース等の販売

飲食料品代？
それとも
役務の提供？

外食にあたる？

標準税率 10%

味覚狩り、潮干狩り、釣り堀の入園料

カタログギフト販売

パック旅行における飲食料品のお土産

受託者が行う委託販売等に係る役務の提供

レストランが行う食事の提供

バーベキュー施設が提供する食材代

飲食店で店内飲食用としてそのまま提供する
缶飲料、ペットボトル飲料

「飲食料品＋それ以外」のセット商品は、金額と割合で判断

食玩、高価な容器の食品、食品の入った福袋などのセット商品（「一体資産」といいます）は、**税抜 1 万円以下、かつ食品部分の価額割合が 3 分の 2 以上の場合、8%の軽減税率**が適用されます。



外食なら 10%、持ち帰りなら 8%

どこで食べるつもりなのかが鍵



新聞は、定期購読で週 2 回以上の発行なら 8%

